

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（学校給食費の無償化実態調査特集） 2024年6月17日 NO.677

学校給食費の無償化の実態調査が公表される 全国の自治体の3割が何らかの無償化を実施

文部科学省の調査によると、全国の小中学校で何らかの無償化を実施している自治体が722、そのうち完全無償化を実施している自治体が547であることが分かりました。

無償化の目的は、何か 経済的負担の軽減

無償化の目的は、「保護者の経済的負担の軽減、子育て支援」「少子化対策」「定住・転入促進、地域創生」などで、子育て支援などを目的として無償化の動きが広がっています。

自治体の財源は、どこから捻出しているのか

自治体の財源は、「自己財源」「地方創生臨時交付金」などです。財源の問題から、時期を限った無償化とする自治体も、少なくありません。

無償化することによる成果は？

保護者にとっては、「経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受」が、教職員にとっては、「給食費の徴収や未納者等への対応負担の解消」が、児童・生徒にとっては、「家庭環境に関係なく学校給食の提供を受けることができる・食育の充実」「栄養のバランスの良い食事の摂取や残食を減らす意識の向上」などの成果があります。

財源の確保（約5千億円）が最大の問題

全国の公立小中学校で学校給食費を無償化する場合、5千億円の財源が必要となるといいます。文部科学省には、教員給与の引き上げ（教職調整額を現行4%から10%以上に引き上げる）も課題として抱えていて、約1,150億円もの財源が必要とされています。

文部科学省としては、同省の予算の1割に当たる5千億円を捻出することは難しく、実現は容易でないとの見方があるようです。「給食費の無償化については、児童・生徒間の公平性、国と地方の役割分担、政策効果などの観点や法制面から、課題を整理していく」「これから課題を整理していく」「方向性については決めていない」（盛山大臣）

防衛予算の増加には、熱心な政府ですが、アメリカからミサイルやイージス艦の購入をやめれば、数千億円の財源が捻出できるのではないのでしょうか。

無償化と公会計化に関する都教委の回答

東京都では、今年度から小中学校の給食費の2分の1を支援する方針を決定しています。東京都内では学校給食費の無償化が、23区すべてで実施され、多摩地区でもいくつかの市町村が実施しています。公会計化なき無償化が、進められています。

また、学校給食費を始めとする学校徴収金については、2つの問題点があることを指摘してきました。コンプライエンス（法令の遵守）の問題と教職員の労働条件の問題です。早急に、公会計化を実施すべきです。

東学の質問に対する都教委の回答を以下に記述します。

1. 学校給食費の無償化について

質問1. 東京都内で学校給食費の無償化を実施している自治体は、現時点で、どこで、いくつあるのか。

回答. 東京都教育委員会のホームページ上で「東京都における学校給食の実態」を公表している。

質問2. 予算239億円は、東京都内のすべての自治体が、無償化を実施した場合の2分の1の補助金なのか。

回答. 本予算は学校給食費の負担軽減に取り組む区市町村に対し、その費用の2分の1を支援するために必要な経費を計上している。

質問3. 無償化を全額ではなく、2分の1補助とした理由は、何か。財源の問題か。

回答. 学校給食費については、国がその責任と財源において無償化を実施すべきものである。都として国に先行し、区市町村が学校給食費の保護者負担に取り組む場合、その費用の2分の1を都が支援することとした。

質問4. 無償化は、「国の責任と負担によるべきこと」との見解だが、国に対して、いかなる働きかけをしているのか。

回答. 令和5年12月8日に子育て世帯に対する支援の充実・強化に関する緊急要望を提出している。

質問5. 学校給食法第11条第2項の給食食材費は「保護者負担」とする条項の改正が必要と考えるが、どうか。

回答. 学校給食費については、国がその責任と財源において無償化を実現すべきものである。昨年12月に策定された「子ども未来戦略」において、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とされている。

質問6. 学校給食費のみならず、他の学校徴収金、例えば教材費の無償化や補助を実施する予定は、ないのか。

回答. こちらは学校給食費の所管であるため分かりかねる。

2. 学校給食費の公会計化について

質問1. 東京都内で学校給食費の公会計化を実施している自治体は、現時点で、どこで、いくつあるのか。

回答. 学校給食費の公会計化については、文部科学省が進捗状況調査の結果を令和5年8月31日付けで公表している。

質問2. 現行の私費会計は、地方自治法第210条（総計予算主義の原則）及び235条の4第2項（現金及び有価証券の管理）に違反した不適切・違法な会計処理だと考えるが、どうか。見解をうかがいたい。

回答. 文部科学省は、学校給食費等の公会計化を推進するための「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定している。がっこう給食費等の公会計化の導入については、区市町村が実情を踏まえ、独自に判断するものとする。

質問3. 現在、公会計を実施している自治体に、いくら補助金を支出しているのか。

回答. 学校給食費等の公会計化については、区市町村が実情を踏まえ、独自に判断するものとする。

質問4. 世田谷区や町田市では、「徴収・管理」だけではなく、学校予算を超える額の給食費の支払い業務を事務職員が担っている。「働き方改革」に逆行し、過重負担となっているが、どう考えるか。

回答. 学校給食費等の公会計化については、区市町村が実情を踏まえ、独自に判断するものとする。